

平成 29 年 3 月 日

阿 見 町 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 谷 道 生 殿

阿見町立学校再編検討委員会
委 員 長 長 谷 川 哲 也

阿見町立学校再編計画について（答申）案

平成 28 年 7 月 13 日に阿見町教育委員会教育長から諮問のあった、阿見町立学校再編計画に係る具体的な方策に関することについて、慎重に審議してまいりました。

このたび諮問事項について取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

なお、(仮称)本郷地区新小学校開校に伴う通学区域の決定にあたっては、当委員会の審議過程及び地区説明会などを通して寄せられた多くの町民の意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮されるよう要望します。

付 帯 意 見

1. 学校再編による統合、分離にあたっては、児童の不安を解消するため、心のケアに配慮し対象校同士が連携して児童の交流機会を充実させること。
2. 学校再編に伴い、児童が安心・安全に登下校出来るよう通学路の見直しを行い、児童への交通安全指導や、道路整備など必要な措置を検討、実施すること。
3. 将来の学校適正配置については、その時代背景や人口動向に合わせて、児童にとってより良い教育環境を形成するよう柔軟に対応すること。また、指定校変更制度の特例について、その必要が無いと判断される状況となった場合は、適切な通学区域の見直しを行うこと。
4. 学校再編により懸念される行政区の課題については、地域住民の意向を汲み取りながら、地域の活性化に資するよう町全体で取り組むこと。

阿見町立学校再編計画による通学区域（案）

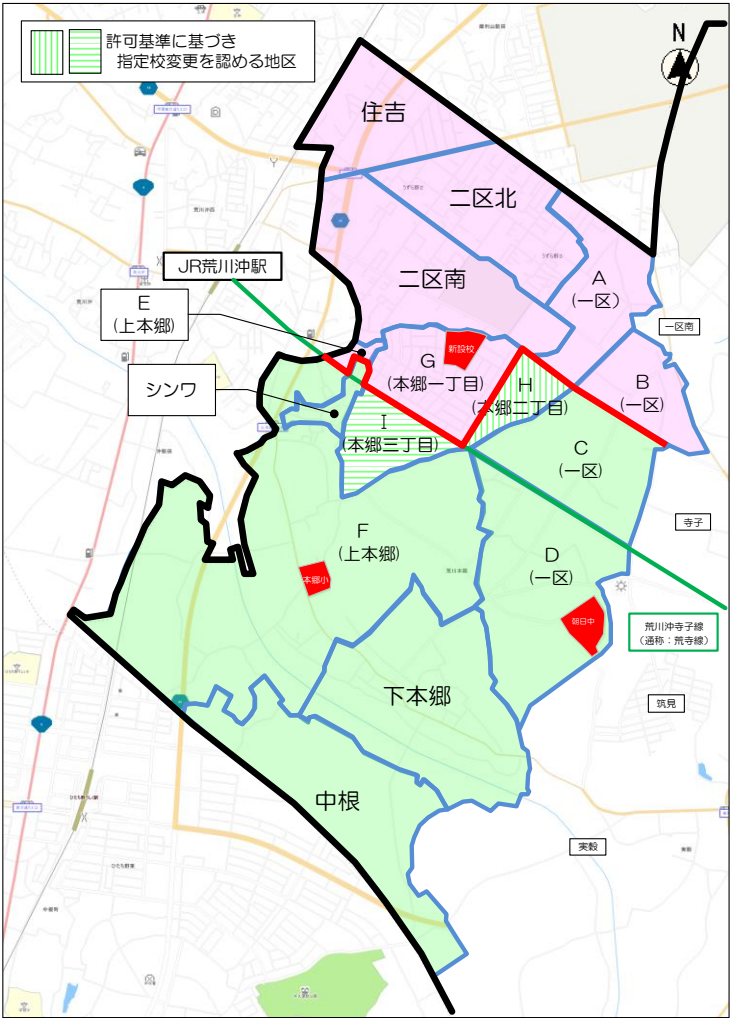
本郷小学校の教室不足に対応するため、分離して(仮称)本郷地区新小学校開校を開校することに伴う、本郷小学校と(仮称)本郷地区新小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

また、このことについては、地域の実情を踏まえて、保護者から指定校の変更の申請があった場合は、別紙2の基準により認めることとする。

なお、人口の推移や社会情勢の変化等を原因とした教室不足、教育環境の悪化等が生じ、通学区域や指定校変更制度の見直しを再度行う必要がある場合は、適切な審議会を組織し、審議の結論をもって行うこと。

別表第 1

学校名	通学区域	備考
本郷小学校	一区(一部を除く)、上本郷(一部を除く)、下本郷、本郷(一部を除く)、シンワ、中根	6 地区
(仮称)本郷地区新小学校	住吉、二区北、二区南、一区(一部を除く)、上本郷(一部を除く)、本郷(一部を除く)	6 地区



阿見町立学校再編計画に係る指定校変更の許可基準（案）

1. 学校を分離するにあたり，保護者が，卒業まで従来の学校への指定校変更を希望する場合。また，^{けいし}兄弟が従来の学校に通学，あるいは卒業をしており，その^{ていまい}弟妹が同校への入学を希望する場合も申請を認める。
2. 地域社会が形成されてきた経緯や住民感情に配慮し，別表第 2 の対象地区において，保護者が希望する場合の申請を認める。ただし，学校の適正規模を考慮し，児童にとって望ましい教育環境を形成する観点から，同じく別表第 2 の許可条件を満たす場合に限る。この条件を満たす世帯については，将来出生する子についても申請を認める。
3. 前項に該当する場合は，許可申請をする日から児童が卒業する日まで継続して許可条件を満たすことを条件とする。許可期間内に，転居等により許可条件を満たさなくなった場合は，その許可期間を直近の学期末までとする。
4. 指定校の変更を希望する場合は，入学する前年の 11 月末日までに申請をすること。入学後の指定校変更及び指定校変更の取り消しは，教育委員会が相当と認める特別な事情がある場合を除き，原則認めない。

（分離時点の本郷小学校在校生は平成 29 年 11 月末日まで申請を受け付ける）

別表第 2

対象地区		許可条件
本郷 (二丁目)	持家	• 平成 29 年 8 月 31 日までに対象地区の土地を取得し，かつ，住宅建築の契約を行い，平成 30 年 3 月 31 日までに定住した，あるいはする予定の者の子，及び同居の孫。 • 土地取得条件は不問とする（売買・区画整理による換地・相続・譲渡等） • 平成 29 年 4 月 1 日までに対象地区の土地を取得した者の親族が，将来その土地に住宅を建築して定住した場合は，その親族の子も同様に認める。ただし，一度でも第三者に不動産の譲渡・売買があった場合は認めない。
	賃貸物件	• 平成 29 年 4 月 1 日までに対象地区に定住している児童。
本郷(三丁目)		• 平成 29 年 8 月 31 日までに該当地区の土地を取得し，かつ，住宅建築を行い，平成 30 年 3 月 31 日までに定住した，あるいはする予定の者の子及び同居の孫。 • 土地取得条件は不問とする（売買・区画整理による換地・相続・譲渡等） • ただし，申請の締切時点で，該当する学年の児童数が下記全ての事項を満たす場合に限る。 1. 両校が過大規模校にならないこと（学年 175 人以下） 2. 両校が小規模校にならないこと（学年 45 人以上）